

2024年3月26日

各位

会 社 名 タ ツ タ 電 線 株 式 会 社 代 表 者 名 代表取締役社長 社長執行役員 山田 宏也 (コード番号:5809 東証プライム) 問 合 せ 先 経営企画部佐藤 大 河 (電話番号:06-6721-3011)

剰余金の配当(無配)に関するお知らせ

当社は、2024年3月26日開催の当社取締役会において、2022年12月21日付で別途公表いたしまし た「ENEOSホールディングス株式会社の完全子会社(JX金属株式会社)による当社株式に対する公 開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ | (以下「2022 年 12 月 21 日付プレスリリース | といい ます。)に記載のJX金属株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式(以下「当 社株式」といいます。) に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。) が開始される予定であ ることに加えて、2023年6月30日付、2023年9月26日付、2023年12月27日付、2024年1月31日付 及び 2024 年 2 月 29 日付「(開示事項の経過)ENEOSホールディングス株式会社の完全子会社(JX 金属株式会社)による当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」(以下、各時点の ものをそれぞれ「2023 年 6 月 30 日付プレスリリース」、「2023 年 9 月 26 日付プレスリリース」、「2023 年 12 月 27 日付プレスリリース」、「2024 年 1 月 31 日付プレスリリース」及び「2024 年 2 月 29 日付プレス リリース」といいます。)に記載のとおり、公開買付者によれば、2024年3月末日においても、本公開買 付けが開始されていない場合は、改めて進捗状況をお知らせするとのことであり、本日付で別途公表いた しました「(開示事項の経過) ENEOSホールディングス株式会社の完全子会社(JX金属株式会社) による当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」(以下「2024 年3月 26 日付プレ スリリース」といいます。)に記載のとおり、公開買付者によれば、中国競争当局の求めに応じ、問題解 消措置に関する協議を含めて必要手続を随時進めているものの、中国の競争当局における審査が継続し ており、中国における競争法に基づき必要な手続及び対応は完了していないとのことですが、中国競争法 に基づく必要な手続及び対応が完了し、本公開買付けが開始される時期は、2024 年4月以降となること を見込んでおり、引き続き早期に当該手続及び対応を完了すべく努めていることを踏まえ、2024 年3月 31 日を基準日とする剰余金の配当を行わないことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 理由

当社は、2022 年 12 月 21 日開催の当社取締役会において、本公開買付けについて、同日時点における 当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する意見を表明するととも に、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しておりました。

なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きにより当社の株主を 公開買付者のみとすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前 提として行われたものです。詳細については、2022年12月21日付プレスリリースをご参照ください。

当社は、配当性向 30%を目安としつつ、安定的な配当を継続することを基本とし、株主への利益還元を適切かつ適時に行うため、中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としてまいりました。しかしながら、公開買付者によれば、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)は、2023年3月31日を基準日とした期末配当が行われないことを前提として総合的に判断・決定されていることから、2022年12月21日開催の取締役会において、2022年10月28日付に公表いたしました2023年3月期の配当予想を修正し、2023年3月31日を基準日とする期末配当を行わないことを決議しておりました。

2022年12月21日付プレスリリースによれば、公開買付者は、2023年6月には本公開買付けを開始することを目指していたものの、国内外の競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせすることとしていたとのことです。また、中国競争法に基づく届出の要否に係る基準額の引き上げ等を内容とする法改正が予定されており、当該法改正が施行された場合には本公開買付けにつき中国における競争法上の届出は不要となり、当該時点における国内競争法の手続の進捗状況に応じて本公開買付けの開始予定時期が変更となる可能性がある旨をお知らせしていたとのことです。

また、2023 年 6 月 30 日付プレスリリース及び 2023 年 9 月 26 日付プレスリリースにおいてお知らせしたとおり、公開買付者より、国内外の競争法に基づく必要な手続及び対応のうち、日本における競争法に基づき必要な手続及び対応は完了したものの、中国競争法に基づく必要な手続及び対応が完了していない旨の連絡を受けておりました。これを踏まえ、改めて公開買付者に確認いたしましたが、公開買付者によれば、本公開買付価格は、2023 年 3 月 31 日 (期末)を基準日とする剰余金の配当が行われないことに加えて、2023 年 9 月 30 日 (第 2 四半期末)を基準日とする剰余金の配当についても行われないことを前提として総合的に判断・決定されているとのことでしたので、当社は、2023 年 9 月 26 日開催の取締役会において、2023 年 9 月 30 日 (第 2 四半期末)を基準日とする剰余金の配当を行わないことを決議しておりました。

その後、2023 年 12 月 27 日付プレスリリース及び 2024 年 1 月 31 日付プレスリリースにおいてお知らせしたとおり、公開買付者より、中国競争法に基づく必要な手続及び対応が完了していない旨の連絡を受けておりました。

また、2024年2月29日付プレスリリース及び2024年3月26日付プレスリリースにおいてお知らせしたとおり、公開買付者によれば、中国競争当局における審査が継続しており、中国における競争法に基づき必要な手続き及び対応は完了していないとのことであり、中国における競争法について、当該手続き及び対応が完了し、本公開買付けが開始される時期は、2024年4月以降となることを見込んでおり、当初の本公開買付けの開始に向けた方針から特段の変更はなく、引き続き早期に当該手続き及び対応を完了すべく努めるとのことです。

上記の状況を踏まえ、改めて公開買付者に確認いたしましたが、公開買付者によれば、本公開買付価格は、2023年3月31日(期末)及び2023年9月30日(第2四半期末)を基準日とする剰余金の配当が行われないことに加えて、2024年3月31日(期末)を基準日とする剰余金の配当についても行われないことを前提として総合的に判断・決定されているとのことであるとともに、2024年3月26日付プレスリリースにおいてお知らせしたとおり、当初の本公開買付けの開始に向けた方針から特段の変更はなく引き続き早期に中国競争法に基づく必要な手続き及び対応を完了すべく努めるとのことでしたので、本日開催の取締役会において、2024年3月31日(期末)を基準日とする剰余金の配当を行わないことを決議いたしました。

2. 内容

2024年3月31日 (期末) を基準日とする剰余金の配当の内容

	決定額	直近の配当予想	前期実績
		(2024年1月31日公表)	(2023年3月期)
基 準 日	2024年3月31日	同左	2023年3月31日
一株当たり配当金	0円00銭	未定	0円00銭
配当金の総額	_	_	_
効 力 発 生 日	_	_	_
配 当 原 資	_	_	_

以 上